

財務省告示第八十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十九年二月二十八日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（二十年）（第九十 二回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百二十億円	四百十九億七千四百八十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年二月二十八日 額面金額百円につき九十九円九 十四銭

十一 利率  
 十二 経過利率  
 の払込み

年二・一パーセント  
 日本郵政公社は、払込金額  
 に加え、次の算式により算出  
 した金額を第十八号に規定す  
 る。日  
 に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{70}{365}$$

十三 初期利率

平成十九年六月二十日を  
 とし、次の算式により算出  
 した金額を支払う。ただし、  
 金額を支払う。ただし、  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う。以下、  
 次の号及び第十五号において規  
 定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利率

毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払い期とし、各支払期に  
 いて、その日以前六箇月に属す  
 る利率を支払う。  
 平成三十八年十二月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 平成十九年二月二十八日  
 払込期日